第５号様式（第１０条関係）

１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火対象物 | 使用  変更 | 届出書 |

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市　　　　消防署長 | 年　　　月　　　日 |
| 届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話　　　― |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 京都市火災予防条例第５５条 | | □第１項の規定により防火対象物の使用を開始する  □第２項の規定により対象防火対象物となった  □第３項の規定により届け出た事項を変更する | | ので |
| 届け出ます。 | | | | |
| 防火対象物 | 所在地 | | 電話　　　─ | |
| 名称 | |  | |
| 用　　　　　途 | | 消防法施行令別表第１（　　）項 | |
| 防火管理者の職及び氏名 | | |  | |
| 全従業者数 | | | 人 | |
| 防火対象物の使用の開始の予定年月日（届け出た事項の変更にあっては、変更の予定年月日） | | | 年　　　月　　　日 | |

注　該当する□には、レ印を記入してください。

２

防　火　対　象　物　棟　別　概　要

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 棟 の名 称 |  | 用途 | | | 消防法施行令別表第１（　　）項 | | | | |
| 工事着手年月日 | | | 年　　 　月　 　　日 | | | | |
| 使用開始年月日 | | | 年　　 　月　 　　日 | | | | |
| 建物の構造 | | □鉄筋コンクリート　□鉄骨　□木　□その他（　　　　　　　　） | | | | | | | |
| 主要構造部 | | □耐火構造（特定主要構造部のみが耐火構造であるものを含む。）  （防火上及び避難上支障がない部分の有無　□有　□無）  □準耐火構造（準耐火構造と同等の準耐火性能を有するものを含む。）  □その他 | | | | | | | |
| 工事種別 | | □新築　□増築　　　平方メートル　□用途変更　□その他  （増築の場合は、増築した分の床面積を記入してください。） | | | | | | | |
| 延べ面積  (各階床面積の合計) | | 平方メートル | | | | | | | |
| 階名 | | 階 | 階 | 階 | | 階 | 階 | 階 | 階 |
| 床面積 | | 平方メ  ートル | 平方メ  ートル | 平方メ  ートル | | 平方メ  ートル | 平方メ  ートル | 平方メ  ートル | 平方メ  ートル |
| 収容人員 | | 人 | 人 | 人 | | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 危険物、指定可燃物又は  核燃料物質等の品名、貯蔵量又は取扱量及び倍数 | |  |  |  | |  |  |  |  |
| 設置されている  消防用設備等 | | □消火器　□大型消火器　□屋内消火栓設備  □スプリンクラー設備　□水噴霧消火設備等（　　　　　　　　　）  □屋外消火栓設備　□自動火災報知設備　□ガス漏れ火災警報設備　□漏電火災警報器　□消防機関へ通報する火災報知設備  □非常警報器具・非常警報設備（放送設備）□避難器具　□誘導灯  □消防用水　□排煙設備　□連結散水設備　□連結送水管  □非常コンセント設備　□無線通信補助設備  □特定小規模施設用自動火災報知設備  □パッケージ型消火設備　□パッケージ型自動消火設備  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | |

注１　２以上の棟がある場合は、棟ごとに作成してください。

２　該当する□には、レ印を記入してください。

３　「特定主要構造部」とは、建築基準法第２条第９号の２イに規定する特定主要構造部をいいます。

４　「防火上及び避難上支障がない部分」とは、主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして建築基準法施行令第１０８条の３に規定する部分をいいます。

５　防火対象物の付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図を添付してください。

６　５の各階平面図には、次に掲げる事項を記載してください。

⑴　各居室等の用途（事務所、厨房、客室、病室、更衣室、倉庫等）

⑵　消防法施行令第８条の区画及び消防用設備等の免除区画

⑶　たて穴等の防火区画及び階段の種別（避難階段、特別避難階段等）

⑷　内装の仕様（内装による消防用設備等の設置及び火気設備等の離隔距離の免除）

⑸　消防の用に供する設備等の位置（消火器、簡易消火用具、自動火災報知設備の受信機、避難器具、誘導灯、消防隊が使用する送水口及び放水口並びに非常用進入口）